

## 勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について

昭和53年	6月20日
閣議了解	
平成2年	12月14日
一部改正	
平成12年	12月26日
一部改正	
平成28年	9月16日
一部改正	

毎年の春秋叙勲及び春秋外国人叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下「勲章」という。）並びに毎年秋に授与される文化勲章の受章者の選考は、次の手続によるものとする。

- (1) 内閣総理大臣は、勲章については春秋叙勲候補者推薦要綱及び春秋外国人叙勲候補者推薦要綱を、文化勲章については文化勲章受章候補者推薦要綱を、それぞれ決定し、閣議において報告する。
- (2) (1)の各推薦要綱に基づき、衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）は春秋叙勲候補者を、外務大臣は春秋外国人叙勲候補者を、文部科学大臣は文化勲章受章候補者を、それぞれ内閣総理大臣に推薦する。  
この場合において、春秋外国人叙勲候補者の推薦については、各省各庁の長は、あらかじめ、外務大臣に意見を述べることができるものとし、文化勲章受章候補者の推薦については、文部科学大臣は、あらかじめ、文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第5条第1項に規定する文化功労者選考分科会に属する委員である者全員の意見を聞くものとする。
- (3) (1)に定めるもののほか、内閣総理大臣は、春秋叙勲候補者としてふさわしい者の一般推薦要綱を定め、春秋叙勲候補者としてふさわしい者の一般からの推薦を受け付けるとともに、当該要綱に基づき、各省各庁の長又は各都道府県知事と春秋叙勲候補者としての推薦の可否を調整する。
- (4) 春秋叙勲候補者推薦要綱に基づき、各省各庁の長又は各都道府県知事は、(3)の調整を終えた春秋叙勲候補者を内閣総理大臣に推薦する。
- (5) 内閣総理大臣は、(2)及び(4)により推薦された候補者について審査を行い、勲章及び文化勲章の授与について閣議の決定を求める。
- (6) 勲章は、春にあっては4月29日、秋にあっては11月3日に、文化勲章は、11月3日に発令するものとする。